

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月10日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

(注意事項)

監査対象機関 畜産センター養豚研究所	監査実施年月日 平成31年3月1日
○ 監査の結果 新設したブランド育成センターの建物及び工作物に係る公有財産異動報告について、各々の取得価格に繰越工事費を含めずに算定していたことは適切でない。	
○ 措置状況 公有財産異動報告事務について、担当職員に関係法令に関する知識の取得に努めるよう指示を行った。 また、事務処理に当たり、所内でのチェックを徹底するとともに、疑義が生じた場合は、主管課及び公有財産管理担当課からの教示を受けるなど、二重三重の確認を行うこととした。 なお、その後、公有財産管理担当課の指導を受け、改めて取得価格を算定し直した上、平成31年3月に主管課に修正した異動報告書を提出した。	